

1. 申請できる者・申請者について

Q1	申請者（代表事業者）は誰になりますか。	
A1	本補助事業により、補助金の交付を受けようとする者で、財産を取得する者が申請者となります。 なお、事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合は、事業を自ら行い、かつ、本補助事業により財産を取得する者を代表事業者とし、この代表事業者が申請者となります。	
Q2	地方公共団体や地方公営企業は申請できますか。	
A2	地方公共団体や地方公営企業は、申請できません。	
Q3	独立行政法人や国立大学法人は申請できますか。	
A3	独立行政法人、国立学校法人は、申請できます。 ただし、公立学校、公立大学は、申請できません。	
Q4	医療法人や社会福祉法人、宗教法人は申請できますか。	
A4	申請できます。	
Q5	マンションの管理組合、商店街の組合は申請できますか。	
A5	申請できます。 ただし、法人でない場合、環境大臣の承認が必要となることがありますので、通常より審査日数を要します。 また、共同所有の場合、共同所有者の長を代表申請者とし、他の共同所有者の同意書を提出いただきます。	

Q6	同一企業の複数事業所について、これらをまとめて申請することはできますか。	
	A6	事業所単位で申請してください。 ただし、同じ管理下にある隣接・近隣区画にある事業所（施設）であれば、複数事業所（施設）をまとめて申請することができます。
Q7	大企業や「みなし大企業」は申請できますか。	
	A7	申請できます。